

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該案件に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5		4・5					
品名 または 件名							
令和7年度20ftコンテナの借上等に係る役務ほか							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	式						
納地または工事場所			引渡場所				
各地							
搬入場所			納期または工期				
			令和7年5月1日（木）～令和8年3月31日（火）				

2 競争参加資格

令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有するものであって、次の条件を満たすものであること
(1) A、B、C等級に格付けされたもの
(2) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年2月4日（火）10時00分 中央会計隊 入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総価（税抜） 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争参加資格
防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項第1号から第7号に該当する者は級別の格付を問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年1月23日17時00分までに書面等で提出すること。
- (2) 入札に関する条件
仕様書第4項の4.1で示す提出書類については、令和7年1月23日（木）1700までに第5号サの担当者に提出し、承認を得ること。

(3) 入札方法

- ア 本入札は、令和7年度分（納入費用、借上料及び荷役料）及び令和8年度分（撤去費用）の合計「予定総価」により落札決定する。荷役料については、予定数量に単価を乗じた金額とする。
- イ 契約の年度区分については、令和7年度及び令和8年度の2区分とし、令和8年度は別契約とする。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札書については、事前提出書類を提出した業者に配布する。入札時はそれを使用すること。

(4) 契約書作成の要否

- ア 金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については落札決定後、落札者に説明する。
- イ 適用する特約条項
駐屯地用標準契約書に示す下記条項
「役務請負契約条項」
「賃貸借契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

(5) その他

- ア 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- イ 電報及び電話による入札は認めない。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を下記担当者に連絡の上、入札実施日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
- カ 最低入札価格が予決令第85条の価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うので、協力されたい。
- キ 借上代金等の請求の際は、総額契約分と単価契約分に分けてそれぞれ請求すること。
- ク 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途日時場所を示して、後日再度入札を実施する。
- ケ その他の項目については別紙による。
- コ 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科 第3契約班 吉野 （TEL：03-3268-3111 内線47553）
（FAX：03-5269-5135 直通）
- サ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課輸送室 吉川 （TEL：03-3268-3111 内線40792）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号： 調達要求 第4号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
令和7年度20ftコンテナの借 上等に係る役務	仕様書番号	
	GLT-Z000005	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	令和5年 5月22日
	変更	令和6年12月16日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊のコンテナの借上等に係る役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による他、以下による。

1.2.1

コンテナ

新品又は中古の20フィートドライコンテナをいう。

1.2.2

借上げ

業者側が準備したコンテナを長期間借用することをいう。

1.2.3

民間保管施設

民間業者が管理するコンテナの保管が可能なコンテナ保管専用施設をいう。

1.2.4

保管場所

陸上自衛隊が管理するコンテナの保管が可能な駐屯地、演習場若しくは訓練場をいう。

1.2.5

納入

契約後、民間保管施設及び保管場所にコンテナを持ち込んで引き渡すことをいう。

1.2.6

撤去

契約満了に伴い、民間保管施設及び保管場所からコンテナを引き揚げることをいう。

1.2.7

搬出

部隊等がコンテナ使用時に、民間保管施設からコンテナを持ち出すことをいう。

1.2.8

搬入

部隊等がコンテナ使用後に、民間保管施設にコンテナを持ち込むことをいう。

1.2.9

CSCプレート

1972年にジュネーブの国際連合欧州本部で安全なコンテナに関する国際条約（International Convention for Safe Containers）に基づき、コンテナに取り付けた安全承認板をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

ISO 668 : 2020

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本役務は、契約終了までの間のコンテナの納入、コンテナ使用時の搬出・搬入に伴う荷役、維持整備及び取扱説明などを含めた借上等の役務とする。
- b) 借上契約するコンテナは、ISO 668 : 2020に適合するもので、CSCプレートに登録され、新造から5年以内かつCSCの有効期限を経過していないものとし、官側が示す必要数を準備すること。この際、官側の要求に応じて、検査の証明書類の写しを提出すること。
- c) コンテナの保管に関する情報を提供し、所要のコンテナを保管できる施設を確保すること。
- d) 借上げたコンテナを官側が指定する駐屯地等の保管場所又は民側が確保した民間保管施設に納入すること。
なお、民間保管施設の条件については、附属書Aによる。
- e) 上記施設等への納入においては、官側の指示に応じてコンテナの引き渡しを行う。
- f) 借上げたコンテナの保管、維持管理に必要な業務を行うものとする。維持管理については、点検、検査、修理、交換に対応すること。
- g) 民間保管施設で管理するコンテナの使用に当たっては、別紙「コンテナ使用（請求・通知）書」（基準）による管理部隊からの通知に基づき、使用部隊等との調整により、搬出及び搬入時の荷役に関する業務を行うこと。

- h) 契約終了に伴うコンテナの撤去は、本契約の範囲内として算定するものとし、撤去の実行に当たっては、別途契約による。

2.2 コンテナの規格

コンテナの規格については、次の表による。

表ーコンテナの規格

借上品目	長さ	幅	高さ	備 考
コンテナ	6,058mm	2,438mm	2,591mm	・ 新品又は中古 ・ I S O国際標準規格を基準 ・ 国内仕様（免税コンテナを除く。）

2.3 コンテナの性能等

コンテナの性能等は、次による。

- a) I S O 6 6 8 : 2 0 2 0に規定された鋼材で生成され、高い耐荷重性及び長期の使用に耐え得る耐久性・防水性を有し、自動車、鉄道、航空機、船舶の各種輸送に耐えられること。
- b) コンテナの扉は、妻面1面以上の開放扉を有するものとし、側面を含む2面以上の開放扉を有するものも可とする。
- c) コンテナ内部の床面は板張りとし、弾薬類、燃料等の危険物の輸送に対応できること。
- d) 輸送に内部の上下各4箇所以上のフックを有し、ラッシングベルト等の固定・縛着資材による保定が可能なもの。
- e) 駅、港湾、空港等における荷役で使用するクレーン、フォークリフト、リーチスタッカー等の荷役器材による積載卸下が可能なもの。

2.5 コンテナ借上等の役務内容

本役務の内容は、次による。

2.5.1

借上期間

- a) コンテナの借上期間及び保管場所及び民間保管施設へのコンテナ納入期限は、調達要領指定書による。
- b) コンテナの納入に当たっては、事前に納入時期を官側に通知し、了承を受けること。
- c) 各保管施設及び保管場所からのコンテナ撤去については、令和7年度のコンテナ借上等の役務契約に接続して令和8年度にコンテナ撤去を契約するものとする。また、撤去期間は令和8年8月31までを基準とする。但し、再契約となった場合はこの限りではなく、新たな契約に基づき履行する。

2.5.2

コンテナ納入場所及び数量

提供するコンテナの納入場所及び数量は、調達要領指定書により指定するものとする。

2.5.3

コンテナの納入要領

提供するコンテナは、官側が指定する時期に分納するものとし、細部については、調達要領指定書により指定するものとする。

2.5.4

コンテナ使用・保管に伴う役務

- a) 民間保管施設におけるコンテナの使用に当たり、荷役に係る役務を提供すること。この際、荷役に係る役務の予定数量については、調達要領指定書による。
- b) コンテナの現在地を把握できるシステムを有すること。また、官側の要求に応じてコンテナ位置情報等の情報をデータにより提供すること。データによる提供が困難な場合は、音声等の可能な手段で速やかに提供すること。
- c) 2段以上に積み上げてコンテナを集積する場合、官側の要求に応じてコンテナを連結固定するツイストロック等の付帯資材を準備すること。

3 検査・監督及び補償

3.1 検査・監督

契約担当官の定める検査・監督業務要領による。

- a) 納入時は、コンテナ納入場所でコンテナの状態の審査及び数量を調査し、可否の判定を行う。
- b) C S C 条約の規定に従って、有効期限内に検査を実施し、安全性を保証すること。
併せて、コンテナに取り付けられた安全承認板の次回検査予定月を更新すること。

3.2 補償の態勢

借上契約期間における借上コンテナの補償については、次による。

- a) コンテナ保管中及び国内外の各種任務、訓練・演習、各種業務等のコンテナ使用時において補償を適用すること。
- b) 補償の要件については、経年の使用に起因、若しくは偶発的に発生した、発錆等による老朽化、ゴム製のパッキン、金属部品等の劣化・摩耗、水漏れ、焼失・紛失・盗難、本体・扉・床板・ハンドル・支柱・金具等の歪み・破損等が生じ、運搬具として使用できなくなった場合は、官側、民側のいずれの責であるかを問わず、速やかに修理若しくは交換に対応すること。但し、官側の故意又は重大な過失による場合は、協議による。
- c) 補償に当たっては、上記の要件に対応できるように損害賠償責任保険等に参加するものとする。また、修理若しくは交換については、損害賠償責任保険等での補償により対応すること。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

入札に当たり、提出する書類等は、次による。

4.1.1

納入予定表の提出

コンテナの輸送から納入に至る概略の予定表

4.1.2

民間保管施設の配置図等の提出

- a) 施設の住所，管理会社，代表者，連絡先
- b) 施設配置図

4.1.3

コンテナ管理の組織等の提出

- a) コンテナの納入，保管，撤去時における組織及び安全管理の態勢
- b) コンテナ保管時における保全の態勢

4.1.4

補償の態勢等の提出

コンテナの破損等に対応する補償の態勢，適用範囲及び対応要領

4.1.5

証明書等の提出

コンテナ納入場所毎に区分し，次に示すコンテナに関する情報の一覧を可能な範囲で提出すること。未提出の項目は，確認後，速やかに通知するものとする。また，契約後においても，官側の要求に応じてコンテナ情報を提供すること。

- a) コンテナ番号
- b) 製造年月日
- c) 最大積載量
- d) C S Cプレートの登録番号
- e) 検査の有効年月等

4.1.6

提出時期及び様式

官側が別に示す時期までとし，様式は業者所定とする。

4.2 一時的移設

民間保管施設の改修などに起因する一時的なコンテナの移設は，官側と契約の相手方との協議によるものとする。

4.3 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて、貸し付けを受けることができる。

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 民間保管施設においては、保全、盗難等に対する適切な予防処置を講じること。
- b) 官側の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、官側担当者の指示に従うものとする。
- c) 本役務の履行により直接又は間接を問わず、知り得た事項に関して防衛省の許可無く部外への利用又は公表などを行ってはならない。契約履行後も同様とする。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 検査（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.6 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側の指示を受けるものとする。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

請求番号	
申請日時	

別 紙

殿

部隊名（駐屯地）：
担当者階級氏名：
電話番号（内線）：

コンテナ使用（請求・通知）書

請求部隊記入欄						管理部隊記入欄			
使用 予定	品 名	数 量	搬出時期	搬入時期	荷役の要否	保管地域	荷役の可否		
	20ftコンテナ				要 ・ 否		可 ・ 否		
使用 部隊	部 隊 名		車 種	車 番	代表者	荷役回数			
						摘要欄			
						搬出・搬入時間等の統制事項：			
使用者記入欄									
連番	使用コンテナ番号		コンテナの状況（異状の有無）		連番	使用コンテナ番号		コンテナの状況（異状の有無）	
1					4				
2					5				
3					6				
確 認 欄	搬出時				搬入時				
	年 月 日 ：				年 月 日 ：				
	確認者（渡）：				確認者（渡）：				
	確認者（受）：				確認者（受）：				
備 考									

【記載要領】

- 1 本請求・通知書は、民間の保管施設で保管しているコンテナの使用において適用する。
- 2 「請求番号欄」は、発行部隊等別に会計年度ごとの一連番号を記載し番号には、次の例により発行部隊等の略号を冠する。
- 例 北部方面輸送隊 : 北方輸一第〇号
- 3 「請求部隊記入欄」は、コンテナを搬出・搬入の時期を「2023.05.10 1000」の例により記載
- 4 「荷役の有無」は、有・無を「○」で囲む。
- 5 「使用部隊欄」の「部隊」は、中隊単位で記載し、「代表者」は現地で作業する部隊の指揮官を記載
- 6 請求を受けた管理部隊は、「管理部隊記入欄」の「保管地域」により場所を指定
- 7 「荷役の可否」も、第3項に同じ
- 8 「荷役回数」に積載または卸下の回数を記載
- 9 「摘要欄」に、搬出・搬入の時間等の統制、調整事項、制限する事項等を記載
- 10 「使用者記入欄」の「使用コンテナ番号欄」に使用したコンテナの番号を記載し、「コンテナの状況欄」にコンテナの損傷等の状態を記載
- 11 上記で記載できない場合は、行を追加、若しくは2枚目を作成
- 12 「確認欄」では、「搬出時」「搬入時」に、コンテナの使用本数及び状態について、相互に確認して記名
この際、民間側の施設に担当者が不在の場合は、じ後、通知を実施し、その時期を確認者の項目に記載
- 13 請求者記入欄及び使用者記入欄について、枠を超える場合は、2枚目を作成し、当該項目のみ記載
(その他の項目は、1枚目のみ記載)

附属書 A **(規定)** **民間保管施設に係る条件**

A. 1 総則

附属書は、民間保管施設に係る条件について規定する。

A. 2 民間保管施設に係る要件及び情報提供

民間保管施設の要件及び事前の情報提供は、次による。

A. 2. 1 民間保管施設の要件

- a) 官側が調達要領指定書に示す方面隊毎に、基準に基づき、民間保管施設を確保すること。
 - 1) 北部方面隊内の基準
島松駐屯地から半径 1 0 0 k m 圏内を基準とし、交通の利便性に問題がない地域であること。
 - 2) 西部方面隊内の基準
福岡県，佐賀県，大分県，熊本県内とし，目達原駐屯地，大分分屯地のいずれかの駐屯地から 1 0 0 k m 圏内を基準とし，交通の利便性に問題がない地域であること。
- b) 官側が示す所要数の保管が可能であること。
- c) 輸送に従事する大型車両の進入・進出が容易であり，地盤が堅固かつ輸送車両の待機，荷役等に必要な地積を有すること。
- d) 保全，盗難等に対する対策を講じられた保管施設であること。
- e) 民間保管施設の位置の決定に当たっては，民間保管施設の情報を官側に対して事前に提供し，協議するものとする。

A. 2. 2 情報提供内容

- a) 民間保管施設の所在地
- b) 民間保管施設の地積及び保管可能数量
- c) 施設の利用（搬出入）可能時間
- d) 荷役器材の使用可能数
- e) 管理する企業の現地担当者及び連絡先

調達要領指定書	調達要求番号	調達要求 第4号			
	調達要求年月日	令和6年12月16日			
	作成部課	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課			
	作成年月日	令和5年 5月22日			
品 名	令和7年度20ftコンテナの借上等に係る役務				
仕様書番号	GLT-Z000005				
指定事項					
2.5.1					
借上期間					
令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。但し、借上げたコンテナの契約履行の開始時期は、納入期限の翌日からとする。					
a) 4月30日納入期限 5月1日から契約履行					
b) 5月31日納入期限 6月1日から契約履行					
c) 6月30日納入期限 7月1日から契約履行					
2.5.2					
コンテナ納入場所、数量					
コンテナ納入場所及び数量を次のとおり指定する。					
連番	方面隊	納入場所	所 在 地	数量	備 考
1	北部方面隊	島松駐屯地	北海道恵庭市西島松 308	8	
2		近文台駐屯地	北海道旭川市近文 7 線 1 号	3	
3		安平駐屯地	北海道勇払郡安平町安平番外地	10	
4		白老駐屯地	北海道白老郡白老町字白老 782-1	80	
5		多田駐屯地	北海道空知郡上富良野町字上富良野	5	
6		沼田駐屯地	北海道雨竜郡沼田町字沼田 1142-1	12	
7		足寄駐屯地	北海道足寄郡足寄町平和 173 番地	5	
8		民間保管施設	附属書Aによる。	711	
小 計				834	
9	東北方面隊	仙台駐屯地	宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	48	
10		船岡駐屯地	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端 1-1	35	
11		反町駐屯地	宮城県宮城郡松島町初原字樋の沢 16	15	
12		多賀城駐屯地	宮城県多賀城市丸山 2 丁目 1 - 1	2	
小 計				100	
13	東部方面隊	霞ヶ浦駐屯地	茨城県土浦市右廻 2410	27	
14		古河駐屯地	茨城県古河市上辺見 1195	5	
15		松戸駐屯地	千葉県松戸市五香六実 17	3	
16		用賀駐屯地	東京都世田谷区上用賀 1 丁目 20-1	5	
17		吉井分屯地	群馬県高崎吉井町馬庭 2529	3	
18		朝日分屯地	茨城県稲敷郡阿見町うずら野 3 丁目 47	3	
19		駒門駐屯地	静岡県御殿場市駒門 5-1	4	
小 計				50	

連番	方面隊	納入場所	所 在 地	数量	備 考
20	中部方面隊	宇治駐屯地	京都府宇治市五ヶ庄官有地	70	
21		祝園分屯地	京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字縄田 259	80	
22		三軒屋駐屯地	岡山県岡山市北区宿 978	80	
小 計				230	
23	西部方面隊	目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野 7-1	50	
24		健軍駐屯地	熊本県熊本市東区東町 1-1-1	4	
25		富野分屯地	福岡県北九州市小倉北区大字富野	4	
26		大分分屯地	大分県大分市駕野 129	26	
27		鳥栖分屯地	佐賀県鳥栖市村田町 1089-1	30	
28		民間保管施設	附属書Aによる。	72	
小 計				186	
合 計				1,400	

2.5.3

コンテナの納入要領

コンテナ納入の要領は、官側が示す時期に各方面隊へ分納するものとし、次のとおり指定する。

方面隊	備 考			
	4 月 30 日	5 月 31 日	6 月 30 日	小 計
北部方面隊	70	364	400	834
東北方面隊	70	30		100
東部方面隊	50			50
中部方面隊	150	80		230
西部方面隊	160	26		186
合 計	500	500	400	1,400

注記 コンテナの受入開始時期は、4 月 1 日以降とする。

各方面隊内の民間保管施設及び駐屯地等の保管場所へのコンテナ納入に当たり、官側（別に示す各方面隊の担当者）と納入時期及び場所について調整し、細部について指示を受けること。

2.5.4

コンテナ使用・保管に伴う役務

民間保管施設における荷役に係る役務の予定数量は次のとおり。

品 名	単位	予定数量	備 考
積載又は卸下	回	783	積載，卸下はそれぞれ 1 回として算定

調達要求番号： 調達要求 第5号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
令和7年度20ftコンテナの借上等に伴う荷役に係る役務	仕様書番号	
	GLT-Z000005	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	令和5年 5月22日
	変更	令和6年12月16日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊のコンテナの借上等に係る役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による他、以下による。

1.2.1

コンテナ

新品又は中古の20フィートドライコンテナをいう。

1.2.2

借上げ

業者側が準備したコンテナを長期間借用することをいう。

1.2.3

民間保管施設

民間業者が管理するコンテナの保管が可能なコンテナ保管専用施設をいう。

1.2.4

保管場所

陸上自衛隊が管理するコンテナの保管が可能な駐屯地、演習場若しくは訓練場をいう。

1.2.5

納入

契約後、民間保管施設及び保管場所にコンテナを持ち込んで引き渡すことをいう。

1.2.6

撤去

契約満了に伴い、民間保管施設及び保管場所からコンテナを引き揚げることをいう。

1.2.7

搬出

部隊等がコンテナ使用時に、民間保管施設からコンテナを持ち出すことをいう。

1.2.8

搬入

部隊等がコンテナ使用後に、民間保管施設にコンテナを持ち込むことをいう。

1.2.9

CSCプレート

1972年にジュネーブの国際連合欧州本部で安全なコンテナに関する国際条約（International Convention for Safe Containers）に基づき、コンテナに取り付けた安全承認板をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

ISO 668 : 2020

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本役務は、契約終了までの間のコンテナの納入、コンテナ使用時の搬出・搬入に伴う荷役、維持整備及び取扱説明などを含めた借上等の役務とする。
- b) 借上契約するコンテナは、ISO 668 : 2020に適合するもので、CSCプレートに登録され、新造から5年以内かつCSCの有効期限を経過していないものとし、官側が示す必要数を準備すること。この際、官側の要求に応じて、検査の証明書類の写しを提出すること。
- c) コンテナの保管に関する情報を提供し、所要のコンテナを保管できる施設を確保すること。
- d) 借上げたコンテナを官側が指定する駐屯地等の保管場所又は民側が確保した民間保管施設に納入すること。
なお、民間保管施設の条件については、附属書Aによる。
- e) 上記施設等への納入においては、官側の指示に応じてコンテナの引き渡しを行う。
- f) 借上げたコンテナの保管、維持管理に必要な業務を行うものとする。維持管理については、点検、検査、修理、交換に対応すること。
- g) 民間保管施設で管理するコンテナの使用に当たっては、別紙「コンテナ使用（請求・通知）書」（基準）による管理部隊からの通知に基づき、使用部隊等との調整により、搬出及び搬入時の荷役に関する業務を行うこと。

- h) 契約終了に伴うコンテナの撤去は、本契約の範囲内として算定するものとし、撤去の実行に当たっては、別途契約による。

2.2 コンテナの規格

コンテナの規格については、次の表による。

表ーコンテナの規格

借上品目	長さ	幅	高さ	備 考
コンテナ	6,058mm	2,438mm	2,591mm	・ 新品又は中古 ・ I S O国際標準規格を基準 ・ 国内仕様（免税コンテナを除く。）

2.3 コンテナの性能等

コンテナの性能等は、次による。

- a) I S O 6 6 8 : 2 0 2 0に規定された鋼材で生成され、高い耐荷重性及び長期の使用に耐え得る耐久性・防水性を有し、自動車、鉄道、航空機、船舶の各種輸送に耐えられること。
- b) コンテナの扉は、妻面1面以上の開放扉を有するものとし、側面を含む2面以上の開放扉を有するものも可とする。
- c) コンテナ内部の床面は板張りとし、弾薬類、燃料等の危険物の輸送に対応できること。
- d) 輸送に内部の上下各4箇所以上のフックを有し、ラッシングベルト等の固定・縛着資材による保定が可能なもの。
- e) 駅、港湾、空港等における荷役で使用するクレーン、フォークリフト、リーチスタッカー等の荷役器材による積載卸下が可能なもの。

2.5 コンテナ借上等の役務内容

本役務の内容は、次による。

2.5.1

借上期間

- a) コンテナの借上期間及び保管場所及び民間保管施設へのコンテナ納入期限は、調達要領指定書による。
- b) コンテナの納入に当たっては、事前に納入時期を官側に通知し、了承を受けること。
- c) 各保管施設及び保管場所からのコンテナ撤去については、令和7年度のコンテナ借上等の役務契約に接続して令和8年度にコンテナ撤去を契約するものとする。また、撤去期間は令和8年8月31までを基準とする。但し、再契約となった場合はこの限りではなく、新たな契約に基づき履行する。

2.5.2

コンテナ納入場所及び数量

提供するコンテナの納入場所及び数量は、調達要領指定書により指定するものとする。

2.5.3

コンテナの納入要領

提供するコンテナは、官側が指定する時期に分納するものとし、細部については、調達要領指定書により指定するものとする。

2.5.4

コンテナ使用・保管に伴う役務

- a) 民間保管施設におけるコンテナの使用に当たり、荷役に係る役務を提供すること。この際、荷役に係る役務の予定数量については、調達要領指定書による。
- b) コンテナの現在地を把握できるシステムを有すること。また、官側の要求に応じてコンテナ位置情報等の情報をデータにより提供すること。データによる提供が困難な場合は、音声等の可能な手段で速やかに提供すること。
- c) 2段以上に積み上げてコンテナを集積する場合、官側の要求に応じてコンテナを連結固定するツイストロック等の付帯資材を準備すること。

3 検査・監督及び補償

3.1 検査・監督

契約担当官の定める検査・監督業務要領による。

- a) 納入時は、コンテナ納入場所でコンテナの状態の審査及び数量を調査し、可否の判定を行う。
- b) C S C 条約の規定に従って、有効期限内に検査を実施し、安全性を保証すること。
併せて、コンテナに取り付けられた安全承認板の次回検査予定月を更新すること。

3.2 補償の態勢

借上契約期間における借上コンテナの補償については、次による。

- a) コンテナ保管中及び国内外の各種任務、訓練・演習、各種業務等のコンテナ使用時において補償を適用すること。
- b) 補償の要件については、経年の使用に起因、若しくは偶発的に発生した、発錆等による老朽化、ゴム製のパッキン、金属部品等の劣化・摩耗、水漏れ、焼失・紛失・盗難、本体・扉・床板・ハンドル・支柱・金具等の歪み・破損等が生じ、運搬具として使用できなくなった場合は、官側、民側のいずれの責であるかを問わず、速やかに修理若しくは交換に対応すること。但し、官側の故意又は重大な過失による場合は、協議による。
- c) 補償に当たっては、上記の要件に対応できるように損害賠償責任保険等に参加するものとする。また、修理若しくは交換については、損害賠償責任保険等での補償により対応すること。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

入札に当たり，提出する書類等は，次による。

4.1.1

納入予定表の提出

コンテナの輸送から納入に至る概略の予定表

4.1.2

民間保管施設の配置図等の提出

- a) 施設の住所，管理会社，代表者，連絡先
- b) 施設配置図

4.1.3

コンテナ管理の組織等の提出

- a) コンテナの納入，保管，撤去時における組織及び安全管理の態勢
- b) コンテナ保管時における保全の態勢

4.1.4

補償の態勢等の提出

コンテナの破損等に対応する補償の態勢，適用範囲及び対応要領

4.1.5

証明書等の提出

コンテナ納入場所毎に区分し，次に示すコンテナに関する情報の一覧を可能な範囲で提出すること。未提出の項目は，確認後，速やかに通知するものとする。また，契約後においても，官側の要求に応じてコンテナ情報を提供すること。

- a) コンテナ番号
- b) 製造年月日
- c) 最大積載量
- d) C S Cプレートの登録番号
- e) 検査の有効年月等

4.1.6

提出時期及び様式

官側が別に示す時期までとし，様式は業者所定とする。

4.2 一時的移設

民間保管施設の改修などに起因する一時的なコンテナの移設は，官側と契約の相手方との協議によるものとする。

4.3 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて、貸し付けを受けることができる。

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 民間保管施設においては、保全、盗難等に対する適切な予防処置を講じること。
- b) 官側の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、官側担当者の指示に従うものとする。
- c) 本役務の履行により直接又は間接を問わず、知り得た事項に関して防衛省の許可無く部外への利用又は公表などを行ってはならない。契約履行後も同様とする。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 検査（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.6 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側の指示を受けるものとする。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

請求番号	
申請日時	

別 紙

殿

部隊名（駐屯地）：
担当者階級氏名：
電話番号（内線）：

コンテナ使用（請求・通知）書

請求部隊記入欄						管理部隊記入欄			
使用 予定	品 名	数 量	搬出時期	搬入時期	荷役の要否	保管地域	荷役の可否		
	20ftコンテナ				要 ・ 否		可 ・ 否		
使用 部隊	部 隊 名		車 種	車 番	代表者	荷役回数			
						摘要欄			
						搬出・搬入時間等の統制事項：			
使用者記入欄									
連番	使用コンテナ番号		コンテナの状況（異状の有無）		連番	使用コンテナ番号		コンテナの状況（異状の有無）	
1					4				
2					5				
3					6				
確 認 欄	搬出時				搬入時				
	年 月 日 :				年 月 日 :				
	確認者（渡）:				確認者（渡）:				
	確認者（受）:				確認者（受）:				
備 考									

【記載要領】

- 1 本請求・通知書は、民間の保管施設で保管しているコンテナの使用において適用する。
- 2 「請求番号欄」は、発行部隊等別に会計年度ごとの一連番号を記載し番号には、次の例により発行部隊等の略号を冠する。
- 例 北部方面輸送隊 : 北方輸一第〇号
- 3 「請求部隊記入欄」は、コンテナを搬出・搬入の時期を「2023.05.10 1000」の例により記載
- 4 「荷役の有無」は、有・無を「○」で囲む。
- 5 「使用部隊欄」の「部隊」は、中隊単位で記載し、「代表者」は現地で作業する部隊の指揮官を記載
- 6 請求を受けた管理部隊は、「管理部隊記入欄」の「保管地域」により場所を指定
- 7 「荷役の可否」も、第3項に同じ
- 8 「荷役回数」に積載または卸下の回数を記載
- 9 「摘要欄」に、搬出・搬入の時間等の統制、調整事項、制限する事項等を記載
- 10 「使用者記入欄」の「使用コンテナ番号欄」に使用したコンテナの番号を記載し、「コンテナの状況欄」にコンテナの損傷等の状態を記載
- 11 上記で記載できない場合は、行を追加、若しくは2枚目を作成
- 12 「確認欄」では、「搬出時」「搬入時」に、コンテナの使用本数及び状態について、相互に確認して記名
この際、民間側の施設に担当者が不在の場合は、じ後、通知を実施し、その時期を確認者の項目に記載
- 13 請求者記入欄及び使用者記入欄について、枠を超える場合は、2枚目を作成し、当該項目のみ記載
(その他の項目は、1枚目のみ記載)

附属書 A **(規定)** **民間保管施設に係る条件**

A. 1 総則

附属書は、民間保管施設に係る条件について規定する。

A. 2 民間保管施設に係る要件及び情報提供

民間保管施設の要件及び事前の情報提供は、次による。

A. 2. 1 民間保管施設の要件

- a) 官側が調達要領指定書に示す方面隊毎に、基準に基づき、民間保管施設を確保すること。
 - 1) 北部方面隊内の基準
島松駐屯地から半径 1 0 0 k m 圏内を基準とし、交通の利便性に問題がない地域であること。
 - 2) 西部方面隊内の基準
福岡県，佐賀県，大分県，熊本県内とし，目達原駐屯地，大分分屯地のいずれかの駐屯地から 1 0 0 k m 圏内を基準とし，交通の利便性に問題がない地域であること。
- b) 官側が示す所要数の保管が可能であること。
- c) 輸送に従事する大型車両の進入・進出が容易であり，地盤が堅固かつ輸送車両の待機，荷役等に必要な地積を有すること。
- d) 保全，盗難等に対する対策を講じられた保管施設であること。
- e) 民間保管施設の位置の決定に当たっては，民間保管施設の情報を官側に対して事前に提供し，協議するものとする。

A. 2. 2 情報提供内容

- a) 民間保管施設の所在地
- b) 民間保管施設の地積及び保管可能数量
- c) 施設の利用（搬出入）可能時間
- d) 荷役器材の使用可能数
- e) 管理する企業の現地担当者及び連絡先

調達要領指定書	調達要求番号	調達要求 第5号
	調達要求年月日	令和6年12月16日
	作成部課	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課
	作成年月日	令和5年 5月22日
品 名	令和7年度20ftコンテナの借上等に伴う荷役に係る役務	
仕様書番号	GLT-Z000005	

指定事項

2.5.1

借上期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。但し、借上げたコンテナの契約履行の開始時期は、納入期限の翌日からとする。

a) 4月30日納入期限 5月1日から契約履行

b) 5月31日納入期限 6月1日から契約履行

c) 6月30日納入期限 7月1日から契約履行

2.5.2

コンテナ納入場所、数量

コンテナ納入場所及び数量を次のとおり指定する。

連番	方面隊	納入場所	所 在 地	数量	備 考
1	北部方面隊	島松駐屯地	北海道恵庭市西島松 308	8	
2		近文台駐屯地	北海道旭川市近文 7 線 1 号	3	
3		安平駐屯地	北海道勇払郡安平町安平番外地	10	
4		白老駐屯地	北海道白老郡白老町字白老 782-1	80	
5		多田駐屯地	北海道空知郡上富良野町字上富良野	5	
6		沼田駐屯地	北海道雨竜郡沼田町字沼田 1142-1	12	
7		足寄駐屯地	北海道足寄郡足寄町平和 173 番地	5	
8		民間保管施設	附属書Aによる。	711	
小 計				834	
9	東北方面隊	仙台駐屯地	宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	48	
10		船岡駐屯地	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端 1-1	35	
11		反町駐屯地	宮城県宮城郡松島町初原字樋の沢 16	15	
12		多賀城駐屯地	宮城県多賀城市丸山 2 丁目 1 - 1	2	
小 計				100	
13	東部方面隊	霞ヶ浦駐屯地	茨城県土浦市右廻 2410	27	
14		古河駐屯地	茨城県古河市上辺見 1195	5	
15		松戸駐屯地	千葉県松戸市五香六実 17	3	
16		用賀駐屯地	東京都世田谷区上用賀 1 丁目 20-1	5	
17		吉井分屯地	群馬県高崎吉井町馬庭 2529	3	
18		朝日分屯地	茨城県稲敷郡阿見町うずら野 3 丁目 47	3	
19		駒門駐屯地	静岡県御殿場市駒門 5-1	4	
小 計				50	

連番	方面隊	納入場所	所 在 地	数量	備 考
20	中部方面隊	宇治駐屯地	京都府宇治市五ヶ庄官有地	70	
21		祝園分屯地	京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字縄田 259	80	
22		三軒屋駐屯地	岡山県岡山市北区宿 978	80	
小 計				230	
23	西部方面隊	目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野 7-1	50	
24		健軍駐屯地	熊本県熊本市東区東町 1-1-1	4	
25		富野分屯地	福岡県北九州市小倉北区大字富野	4	
26		大分分屯地	大分県大分市鷺野 129	26	
27		鳥栖分屯地	佐賀県鳥栖市村田町 1089-1	30	
28		民間保管施設	附属書Aによる。	72	
小 計				186	
合 計				1,400	

2.5.3

コンテナの納入要領

コンテナ納入の要領は、官側が示す時期に各方面隊へ分納するものとし、次のとおり指定する。

方面隊	備 考			
	4 月 30 日	5 月 31 日	6 月 30 日	小 計
北部方面隊	70	364	400	834
東北方面隊	70	30		100
東部方面隊	50			50
中部方面隊	150	80		230
西部方面隊	160	26		186
合 計	500	500	400	1,400

注記 コンテナの受入開始時期は、4 月 1 日以降とする。

各方面隊内の民間保管施設及び駐屯地等の保管場所へのコンテナ納入に当たり、官側（別に示す各方面隊の担当者）と納入時期及び場所について調整し、細部について指示を受けること。

2.5.4

コンテナ使用・保管に伴う役務

民間保管施設における荷役に係る役務の予定数量は次のとおり。

品 名	単位	予定数量	備 考
積載又は卸下	回	783	積載、卸下はそれぞれ 1 回として算定